

令和8年4月1日

岡山県立津山商業高等学校
校長 弘 中 美 紀

令和8年度 岡山県立津山商業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動

硬式野球（男子）、ソフトボール（女子）、陸上競技（男女）、サッカー（男子）
バドミントン（女子）、バレーボール（女子）、ソフトテニス（男女）、男子バスケットボール
女子バスケットボール、弓道（男女）、空手道（男女）、剣道同好会（男女）

(2) 文化部活動

コンピュータ・ワープロ、珠算、簿記、吹奏楽、美術、華道、英語、手話同好会

2 目標

- (1) 生涯にわたって運動や文化活動に親しみ、健康の保持増進・体力の向上または健全な心の保持増進に繋がる運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動による活動の中で、自己肯定感や責任感、連帯感を涵養し、コミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・原則、平日1日を休養日とし、週末は土日のどちらかを休養日とする。
- ・土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週、または次週に休養日を振り替えることとする。ただし、原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。
- ・定期考査期間中は原則、休養日とする。ただし、考査終了後1週間以内に公式大会が行われる等、顧問が特に必要と認めた場合は1時間程度、軽い練習を行うことができる。

(2) 活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間とする。
- ・活動は原則16：50までとし、通常延長は18：00、大会期における特別延長は19：00までとする。ただし、硬式野球部については安全面から19：30を目安として活動できる。
- ・大会期で、活動時間の延長を希望する場合は、あらかじめ校長の許可を得ることとする。
- ・定期考査1週間前については、特別居残りは認められないが、学業に支障のない範囲で活動を行うことができる。
- ・原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。

(3) 練習試合、合同練習および交流会

- ・練習試合、合同練習および交流会を実施する際は、あらかじめ校長へ所定の用紙を提出する。

(4) 遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、あらかじめ校長へ遠征・合宿届を提出する。

(5) 大会参加

- ・大会や地域の催し等への参加については、あらかじめ校長の許可を得ることとする。

(6) 活動方針の公表

- ・活動方針は本校HPに掲載する。

4 安全対策

(1) 熱中症対策

部活動に携わる顧問は熱中症指数計等を携帯し、次のことに留意する。

気温 (参考)	WBGT 指数	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	・特別の場合以外は運動を中止する。 ・特に子どもの場合は中止する。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	・激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分・塩分の補給を行う。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休息)	・積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 ・激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。

(2) 雷対策

屋外での部活動に携わる顧問は雷探知機等を携帯し、注意報が発令された場合は直ちに活動を中止し、屋内に避難する。

(3) 非常変災時の対応

通常の学校の非常変災時の対応に準ずる。

5 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組について

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を年2回実施する。
- ・コーチング推進コンソーシアムが提唱する、グッドコーチに向けた「7つの提言」について全顧問に周知する。

(2) 部活動顧問会議研修の実施等について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。
- ・定期的に部長会等を開催し、目標の共通化、活動の活性化につなげる。

(3) 部費の取扱について

- ・部費等の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者にも報告する。

(4) その他

- ・顧問は、活動日誌等を用い、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
- ・保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。
- ・入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。

(別紙)

「令和8年度 岡山県立津山商業高等学校 部活動に係る活動方針」例外規定

- 活動方針の「3 (1) 休養日」について、次のとおりとする。

本校の特色づくりの観点から、特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

該当する部活動：硬式野球（男子），ソフトボール（女子），陸上競技（男女），
ソフトテニス（男女），弓道部（男女），空手道（男女），吹奏楽

- 活動方針の「3 (2) 活動時間」について、次のとおりとする。

特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

該当する部活動：硬式野球（男子），ソフトボール（女子），陸上競技（男女），
サッカー（男子），ソフトテニス（男女），弓道部（男女），吹奏楽